つつじ公園ってまちの真ん中で、国道に面して るんで、あそこに駐車場があると便利ですよね。 ですから、ウォーカブルというのは、もうむ しろあら町のほうなんですよ。あら町、館町の ほうなんですね。あとは本町につなげていくと いうイメージで考えておりまして、その際は、 やはり電柱の地下埋設とか、あと緑地をもっと 増やしたいんですね。

つつじ公園は、まちなかで一番、あやめ公園と一緒に樹木が一番あるところですので、そういったイメージでやっていきたいと思ってますので、もし具体的な、何かいい御提言いただければ、ぜひ検討しますが、ただし、これから小・中学校とそれからコミュニティセンターと児童センターと、もう50年たってますから、50年近い、50年以上になってるところもあるわけですよね、ですから、そちらが先じゃないかと思っているところです。

- 〇鈴木富美子議長 7番、渡部正之議員。
- ○7番 渡部正之議員 はい、優先順位、もちろん分かります。はい、これも様々な老朽化してきているところありますので、そういったところも優先順位があるのはもちろん分かっておりますし、ただ、景観だったり安全性なんかも見ていただいて、補修できるところは補修していただきたいなということです。

私からの質問は終わります。

竹田陽一議員の質問

○鈴木富美子議長 次に、順位4番、議席番号8 番、竹田陽一議員。

(8番竹田陽一議員登壇)

〇8番 竹田陽一議員 共創長井の竹田陽一です。 よろしくお願いします。

先月、農政の憲法と言われる食料・農業・農

村基本法が25年ぶりに本格的に改正されました。 国際的な紛争や気候変動による干ばつなど、日本の食料を取り巻く環境が大きく変わってきたことがその背景にあるようです。新たに加えられた食料安全保障の強化は至極当然であります。 日本経済の存在感が低下しており、購買力が落ちているとの指摘もあり、輸入にばかり頼っていては危ういのではないでしょうか。平時から食料安全保障の体制整備を図っていくことは喫緊の課題と言えます。

さて、本市の農業は、農業従事者の高齢化、担い手の減少、耕作放棄地の拡大など、多くの深刻な課題に直面しています。高齢化の要因として上げられるのは後継者不足であります。したがって、農業の担い手確保は必須であり、新たな担い手を呼び込むには稼げる農業にしなければなりません。省力化や収益力を高めていく必要がありますし、収益を安定させるには価格転嫁が課題であります。

農業物価指数によると、令和5年の農業資材 価格は過去最高となりましたが、コスト上昇分 を農産物価格に十分転嫁できていない実態にあ ります。適切な転嫁が必要であります。

農業分野では、農業者の所得向上を目標に掲げることが多くあります。しかし、日本経済的には、国民に必要な食生活を、なるべく安いコストでいつでも足りることにあります。現時点では、現在のコスト構造でしか生産できません。国民の食を国内産で賄うには相応のコストがかかります。食料自給率向上、食料安全保障の観点からは、このコストは国民が負担することが妥当と考えます。コストの程度や必要性については、国民、消費者の理解を醸成することが重要であります。これまでどおりの進め方では、農業は立ち行かなくなっています。法改正により持続可能な農業への転換が期待されるところであります。

それでは、質問に入ります。本定例会におけ

る一般質問は、一つは、教員の働き方改革の推進について、一つは、誰もが住みやすいまちづくりについて、一つは、鳥獣害防止対策の強化についての3件であります。

初めに、教員の働き方改革の推進についてお 伺いします。

過日、令和4年、文部科学省が実施した教員の勤務実態調査の確定値が発表になりました。 平日の平均勤務時間は、小学校で10時間45分、 中学校で11時間1分と、前回調査からそれぞれ 30分ほど減っていますが、残業の上限としてい る月45時間を超える教員は、中学校で77.1%、 小学校で64.5%と、依然として長時間労働が課 題になっていることが明らかになっています。

分析結果では、年齢が若い教員や学年主任や 教務主任で勤務時間が長い傾向があったという ことです。また、心理的なストレスでは、勤務 時間が長い教員や若い教員、クラスに不登校の 児童生徒がいる教員で高い傾向があったとして います。

一方、山形県の第2期働き方改革プランでは、 令和7年度までに、年間において月平均が45時間を超える教員ゼロ人を目指しております。働き方改革アンケートからは、改革の意義が着実に浸透してきていると見られるものの、長時間勤務を是正しようとする意識が薄い教員が2割近くいること、長時間勤務の要因として、支援が必要な児童生徒・家庭への対応が挙げられていること、また、勤務時間内に授業準備ができる時間の創出、書類作成等の負担軽減に加え、休暇を取得しやすい雰囲気が必要と考えているとの回答があったとしています。

子供たちのために長時間・過重労働をいとわないという働き方の中で教員が疲弊していくのであれば、真に子供たちのためにはなりません。学校における働き方改革は、教員のワーク・ライフ・バランスの実現と教職生活の充実を図ることで、自らの人間性を高め、子供たちに対す

る教育活動の充実につながるものと考えます。

学校を取り巻く課題が複雑化・多様化する中で、家庭や地域等と連携し、持続可能な学校運営や教員の在り方に向けて、現場の声を酌み取りながら、引き続き教員の働き方改革を進めていくことが重要となっております。

これらを踏まえ、以下質問します。

1つ目、教員の勤務実態についてお伺いします。令和2年度から働き方改革プランが実行されてきましたが、令和5年度までの小・中学校における月平均時間外等在校時間及び月平均45時間を超える教員数の推移及びメンタルヘルス不調から休職している教員数の推移とその要因について、学校教育課長にお伺いします。

2つ目、若手教員への支援拡充についてお伺いします。児童生徒の実態や保護者の要望も多様化し、学校が抱える課題は複雑化するなど、学校を取り巻く状況は急激に変わってきています。加えて、地域社会との関わりも変化してきています。

若手教員の業務に対する不安や負担感を減らすため、本市では、若手教員人材育成支援員の配置などに取り組んでいますが、今後の新規採用者を含めた若手教員への支援の取組について、学校教育課長にお伺いします。

3つ目、非正規教員の支援や処遇改善についてお伺いします。非正規の教員がいないと学校運営が維持できないと言われます。一方、正規教員に対する指導体制は、研修の機会など体系的に整備されていますが、非正規教員に対する研修や支援は各学校内の研修に依存しており、学校によって格差があるかと思われます。

また、非正規教員は、経験やスキルを積み、 正教員と仕事の内容や責任が同じでも給与など の待遇が低く、教育への意欲が維持できない懸 念があります。非正規教員の処遇改善について、 しっかり考えていかなければならないと思いま すが、教育長の見解をお伺いします。 4つ目、部活動の地域移行の課題等について お伺いします。部活動を民間に委ねる部活動改 革がスタートし、本市では、新たな運営の在り 方を探っているようです。当初、部活動の地域 移行の課題としては、指導者数の確保、部活動 の運営費、受益者負担などが想定されていまし たが、実証事業の成果についてお伺いします。

また、地域移行により教員の勤務時間は減る と見込んでいますか、学校教育課長にお伺いし ます。

5つ目、教育支援員配置による効果について お伺いします。本市では、現在、特別な支援を 必要とする児童生徒への支援のため、小学校で 9名、中学校で4名の教育支援員を配置してい ますが、配置基準及び配置の効果について、学 校教育課長にお伺いします。

あわせて、教育支援員は、その役割を発揮するため、どのように対応していきますか、お伺いします。

次に、誰もが住みやすいまちづくりについて お伺いします。

2040年に高齢者の7人に1人が認知症になる との推計結果が過日公表になりました。長寿化 が進んで、誰もが認知症になり得ると言えます。 認知症は、軽度から重度まで様々であります。 糖尿病などの生活習慣病を患うと、認知症にな るリスクが高いとの報告があります。

認知症の最新治療薬としてレカネマブが投与されていますが、認知症の進行の抑制につながっているとの見方があります。治療により重度に至らないケースが増えることが期待されています。認知症の方が住み慣れたまちで安心して暮らすための取組が一層重要となっています。

さて、本市では、これまで市民と行政が協力 し合いながら、市民が幸せを感じながら暮らせ るまちを目指した取組が進められてきました。 しかし、人口減少と少子高齢化が進展するなど、 私たちを取り巻く状況は大きく変化してきてお ります。

このような背景から、令和6年度からスタートした第六次総合計画では、多様性を認め合うインクルーシブなまちづくりを目指すとしております。また、SDGsの達成による持続可能なまちをつくるとしております。

インクルーシブ社会は、SDGsの目標の一つとされております。17の目標にはインクルーシブという言葉が散見されます。例えば、目標4では、全ての人が公平で質の高い教育を受けられる社会を目指すとしていますが、本市では、医療的ケアを必要とする児童と健常児が共に学べる環境づくりや登校できない子供の遊び場、ほっとなるスクールの開設などが進められております。

目標11では、住み続けられるまちづくりを目指すとしていますが、本市では、持続可能なまちづくりのため、スマートシティの推進や再生可能エネルギーの導入などの取組を進めています。また、市役所窓口では、字幕表示システムや軟骨伝導イヤホンが導入されております。

このように、本市では、これまでも多様性を 認め、全ての人が公平に暮らすことができる共 生社会の実現を目指してきております。今後も 教育、防災、福祉、まちづくりなど、幅広くイ ンクルーシブな社会の実現に向けた取組を持続 的に行っていかなければなりません。これらを 踏まえ、以下質問します。

1つ目、仮称すべての人にやさしいインクルーシブなまちづくり条例の制定についてお伺いします。第六次総合計画で掲げる、多様性を認め合い、全ての人が安心して暮らせるまちを実現するための包括的指針として、仮称すべての人にやさしいインクルーシブなまちづくり条例を制定してはいかがですか、市長の見解をお伺いします。

次に、鳥獣害防止対策の強化についてお伺い します。 イノシシによる被害は本市全体に広がってきております。被害防止には、捕獲対策、防護対策、そして環境対策を総合的に実施することが重要であります。指定管理鳥獣のイノシシは繁殖力が高いため、捕獲して生息数を半減にすることが目標とされております。本市では、推定生息数が増加していることから、鳥獣被害対策実施隊の活動により100頭を捕獲する計画があります。

一方、熊による人的被害は、令和5年度国内では過去最高で、県内でも6人が被害を受けましたが、目撃件数は過去10年間の最高に近い765件となっております。防護柵が設置されている場所では、イノシシの被害は軽減されておりますが、一方、防護柵が設置されていない場所では被害が集中する実態があります。

イノシシは、山林近くの雑草が生い茂る耕作 放棄地等をすみかや隠れ家としているため、被 害を軽減するには、耕作放棄地等の刈り払いを 行い、生息しにくい環境にすることが重要であ ります。このため本市では、幹線道路沿い等の やぶ化した里山林について、下刈りや除伐など を行い、出没のリスクが低い緩衝地帯の整備を 進めてきております。

ところが、集落内にもイノシシのすみかや隠れ家となる耕作放棄地等が散見されます。耕作放棄地等の刈り払いは、土地所有者が自ら実施することが原則でありますが、土地所有者がそもそも管理できないことからやぶ化しているので、現実的には刈り払いが実施困難な場合が多い現状となっております。やぶ化することで集落内に害獣が居着き、さらなる被害を起因し、それにより新たな耕作放棄地が発生することになります。被害を軽減するため、すみかとなる集落内の耕作放棄地の環境管理が必要となっております。これらを踏まえ、以下、質問します。

1つ目、イノシシのすみか撲滅についてお伺いします。やぶ化している耕作放棄地等を減ら

すことで一定の被害軽減が期待されます。ところが、集落に居住していないなどの土地所有者は、管理が行き届かない場合が多いため、集落ぐるみによる継続的な環境管理が必要と考えます。ついては、地域ぐるみの環境管理対策への支援が必要と考えますが、市長の見解をお伺いします。

2つ目、イノシシ等の適正処理についてお伺いします。捕獲頭数が増加し、埋設場所の確保や埋設作業の負担増等が置賜各市町の課題となってきていたことから、令和3年度には置賜広域行政事務組合において、専用の焼却施設整備の検討に入ったと伺いました。ところが、その後整備計画は頓挫したと伺いましたが、その理由と今後の整備方針について、産業参事にお伺いします。

3つ目、LINEの活用による熊出没情報の 提供についてお伺いします。現在、熊出没情報 は長井市ホームページで配信しています。熊と の出会いを避け、人的被害を未然に防止するた め、出没情報の通報と、その情報をリアルタイ ムで閲覧できる新しいサービスにLINEを活 用してはどうですか、危機管理担当課長にお伺 いします。

以上で壇上からの質問は終わります。御清聴ありがとうございました。

- **〇鈴木富美子議長** 内谷重治市長。
- O内谷重治市長 竹田陽一議員から、大きく3項目を御提言いただいておりますが、私のほうからは、2番目の誰もが住みやすいまちづくりについて、あと3番目の鳥獣害防止対策の強化についてお答え申し上げたいと思います。

まず最初に、議員のほうからは、第六次総合 計画が目指す多様性を認め合い、誰一人取り残 さないインクルーシブなまちの実現について問 うということで、仮称すべての人にやさしいイ ンクルーシブなまちづくり条例を制定してはど うかという御提言でございます。 竹田議員御案内のとおり、長井市は、今年度 スタートした第六次総合計画において、「みん ながしあわせに暮らせる長井~ずっと笑顔あふ れるまち~」を将来像に掲げまして、性別、年 齢、国籍、障害の有無などに関わりなく、互い に認め合い、誰もが活躍できる持続可能なまち づくりを目指すと明記いたしました。総合計画 では自治体における行政運営の最上位の計画で あり、全ての住民や事業者、行政が行動するた めの基本的な指針となるものでございます。

こうした最も重要な計画にダイバーシティ、 多様性ですね、インクルージョン、共生社会、 包括的に全部受け入れるという考え方を明確に 位置づけることで、多様な価値観を受け入れら れる寛容性のあるまちの実現に向けて、課題を 市民と共有し、具体的な施策の実践につなげて いきたいと考えております。

その具体的な施策については、竹田議員から 御紹介いただいたとおりで、長井市では既に 様々な取組を行っております。個性に合わせ、 どんなお子様も安心して学べる教育環境の整備 をはじめ、先ほど渡部正之議員からもございま したように、今年3月には、長井市手話言語及 び障がいの特性に応じたコミュニケーション手 段に関する条例を制定し、全ての市民が障がい の有無によって分け隔てられることなく、相互 に人格と個性を尊重し合いながら共存する社会 の実現を目指すとしております。

また、一昨年御寄贈いただいたスタインウェイピアノの活用によって、誰もが一緒に音楽を楽しめる演奏会を開催するなど、市民一人一人が幸せを感じられるウエルビーイングの実現に向けて、各分野で具体的な取組を展開しているところでございます。

一方で、インクルーシブな考え方については、 まだまだ市民に浸透していないのが実情である と。そもそもインクルーシブって何だと、どう いう意味やというのが、なかなかこれ一言でも 言い表せませんしね、非常にそこが課題だなと 思っております。

竹田議員御提案のように、総合計画を包括する指針として条例を定めて、その理念を各種計画や施策に反映させることで、徐々に市民の理解を深めていくというのも、方法としてはいい方法だと思います。しかしながら、先ほど申し上げましたように、総合計画や個別の条例、各種施策により取組を進めて、市民の皆様からも御意見をいただいて、理解をいただいて、御協力いただかないと駄目なんですね。これを先にしないで、条例でばあんとやると、市が全部やってくれると勘違いされるケースが非常に多いと思います。ですから、条例をつくったで、それで終わりなんですね。

ですから、何のために条例をつくるのか、それは、市民みんなが理解し合ってやるということの、そのやり方、具体的に、一緒に進めないといけないんですが、まだその段階ではないと思ってます。

例えば、コミュニティセンター、法人化をして今年3年目でございます。コミュニティセンターの皆さんがどのように考えるか、ちょっと意見交換しなきゃいけないと思ってるんですね。コミュニティセンターの皆さんが、そうだそうだ、これやんなきゃいけないと、我々もそのそれぞれの地区で、こういった考え方をもう啓蒙しながら一緒にやっていこうということになれば、大分進むと思います。ただ、コミュニティセンターの皆さんもまだそんなに理解されてないと思ってます。

ただ、具体的に話合いをしたわけではないんですが、そういった実践をコミュニティセンターでなさってないというのがまだ、というか、そういう事業を組んでませんので、ですから、そこがないと、その条例をつくるのが目的ではありませんので、したがって、もう少し状況を見て、この機運を醸成しながら、どこかでこの

条例を制定していくというほうがいいと思っています。やり方はいろいろあると思うんですが、私はそういうタイプです。

条例、好きな人いるんですよ。我々首長も、 ぼんとぶち上げて、ああ、つくった、県内初め てだ、はい、これで終わり。じゃあ、その後の 実態はどうかって、もうお寒いものでございま す。実際、長井市の条例でもそういうのはいっ ぱいありました。

例えば、あんまり言うと問題があるかもしれませんが、条例をつくって、年1回しかしないと、会合をですね、何のための条例か分かんないじゃないですか。

例えば、地域安全計画みたいなね、いろいろ 関係者の皆さんが集まって、いろんな課題を出 してもらって、じゃあ今年どういうことをみん なでやっていきますかということを意見交換し ながら、それを総括して次の年やって、せめて 2回はしなきゃいけないんですね。1回やって 終わりですよ、大体長井市のそういう、その手 の条例というのは。それは、もう条例をつくる ことが目的の条例です、それになってはいけな いと。

これは本当実践しなきゃいけませんので、したがって、これを実践するような、例えば、これ非常に包括的な、すべての人にやさしいインクルーシブなまちづくり条例って、全ての人に優しいということは、市民一人一人が理解してないとできないですよ。そういう状況にはまだなってないと、これからだと思います。ただし、これはいずれつくらなきゃいけない。それをいつするかは、我々議会の皆様とも、竹田議員からもいろいろ御意見いただきながら、あと、実践をいろいろ積み重ねながら、例えば、目標としては後期計画、10年計画ですから総合計画は、後期は、1年ごとにローリングはするわけですけども、後期のつくる4年目あたり、その辺りに、5年目のときに一緒につくる。そういうこ

とでもしない限り、もう先にやってしまっては 駄目だと、私はそういう考え方です。

したがって、私の考え方が間違ってるとした ら、ぜひ都度都度御指摘いただいて、意見交換 をしながら、私が間違ってましたと、じゃあ早 速つくりましょういうことで、実践できれば一 番いいのかなと思っておりますので、引き続き この件は御議論いただければと思います。

続きまして、2点目の鳥獣害防止対策の強化についてということで、イノシシの被害を減らすため、集落ぐるみの総合対策の強化について問うということで、イノシシのすみか撲滅について、これは、議員からは地域ぐるみの環境管理対策が必要と考えるがという御提言でございます。

これは竹田議員御提言のとおり、イノシシなどの鳥獣による農作物被害を防止するには、生産者個々の取組に加えて、より効果的な対策として、地域ぐるみの生息環境管理対策を行う総合的な鳥獣被害対策の取組は重要であると考えております。

このため伊佐沢地区では、長井市で一番早く、 平成30年度に国の交付金を活用した山形県地域 ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業に取り組ま れております。この事業は地域ぐるみの総合的 な活動を実施をするモデル地区に設置し、地域 の被害実態に基づいて住民主体による対策を実 践支援するものでございます。

これは竹田議員からも大変御尽力いただいて、スムーズにいってますが、これ実は、最初、地域を巻き込むという発想が、実は農林課になかったんです。農家の方たちと、あとは行政と、それから猟友会の協力でやろうと。それは無理だぞと、だって抜け穴がいっぱいあるじゃないですかと、だから、地域の住民の皆さんにも理解して、一緒にやっていかないと、これは駄目ですよと。特に電柵なんていうのは、全部張り巡らさないと駄目なわけですから、そうすると、

地域の人たちが、それを我々も理解して、協力 してそれを設置しようということで、初めて効 果が出るんだということで、竹田議員からもい ろいろお力添えいただいて、そして県のほうか らも御理解いただいて、それをやったと。これ 大変すばらしいと思います。

また、令和2年度にもこの事業を実施し、伊 佐沢地区の多くの方がわな免許を取得していた だきました。猟友会にも加入いただき鳥獣被害 対策に取り組まれております。対策においては、 電気柵等の侵入防止柵設置や追い払い等の被害 防除対策、有害捕獲個体調整等の捕獲対策緩衝 帯の整備や放棄果樹等の除去などの生息環境管 理の3つをバランスよく実施することが重要で あります。

伊佐沢地区の取組は、長井市の鳥獣被害対策 の先進事例となっております。令和5年度から は西根地区においても、モデル地区として同事 業に取り組み、専門家を講師に研修会の開催や 電気柵の設置方法等を学び、地域で鳥獣被害対 策に取り組んでおります。西根地区においては、 令和6年度も継続して行う予定であります。

このように、地域ぐるみで行う鳥獣被害対策 支援事業のほか、緩衝地帯の整備事業や不要果 樹の伐採などの生息環境管理に係る事業の活用 等も御検討いただきながら、市といたしまして も国や県へさらなる補助事業等を求めていきた いと思います。

竹田議員御指摘の土地所有者不在等による管理が行き届かない集落内のやぶ化された耕作放棄地等については、現在、刈り払い等に対しての補助事業がないことから、やはり、これはまずは国や県へ求めていく必要があると考えています。地域の皆様に対しましても、里山からの鳥獣の侵入を防ぐとともに、耕作放棄地をすみかとする鳥獣の捕獲、草刈り等の生息環境整備について、取組を今後も継続をしてお願いしてまいりたいと考えておりますので、この件につ

いても引き続きいろいろ御助言などをいただければと思います。大変ありがとうございました。

- **〇鈴木富美子議長** 土屋正人教育長。
- **〇土屋正人教育長** 私には、教員の働き方改革、 その中で、非正規教員の支援・処遇改善につい て御質問いただきました。

まず、竹田議員に感謝を申し上げたいと思います。特に今、非常に働き方改革、課題になっておりますけども、働き方改革という窓口から 先生方に応援していただいてること、ありがたいなと思います。ありがとうございます。

さて、非正規教員の支援・処遇改善について お答えを申し上げます。

長井市の各小・中学校に非正規と言われる、 非常勤講師、それから常勤講師が複数配置され ておりますが、ほとんど、この多くですが、大 体75%が定年前に退職された方、それから他県 で教員の経験があり、指導力のある先生方です。 したがいまして、今、教員の実態として44%が 10年未満の経験者なんです。そういう意味では、 この先生方が一つの若手のモデルになって、引 っ張っていただいているという存在であります。 そのようなことでは、非常に私たちも感謝を申 し上げているところです。

さて、市の職員研修ですけれども、全教職員が対象になっておりますので、正規ですとか非正規ですとか、それによって指導が変わるということはありません。校内研究会で授業を行いながら指導、助言を受けることになります。また、各学校では、正規・非正規を超えて、教職員として経験が少ない教員には、まさにベテランが寄り添い、チームとして教育活動を推進する仕組みを設けているところです。

例えば、校内の初任研、初任者研修に対して は、講師の先生も一緒に参加したり、学年間の 連携を密にして、ベテランと授業交換をしたり、 参観できる時間を設定したりしております。

一方、給与や休暇面等に関する処遇について

は、大きな差がつかないよう、それからまた、 現在行われている、教員を目指す若手の講師経 験者が教員採用試験を受験した際の優遇措置等 が継続されるよう、県の非正規教員に対する施 策等にも注視しながら、これについては要望し ていきたいと思っているところです。

- **〇鈴木富美子議長** 竹田 洋学校教育課長。
- 〇竹田 洋学校教育課長 私のほうには、教員の働き方改革の推進についてということで、(1)、(2)、(4)、(5)の4点の御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず1、教員の働き方改革の推進についての

(1) 教員の勤務実態についてお答えします。

働き方改革事業の第1期、令和2年度から令和5年度までの勤務状況について、まず最初に、 月平均時間外在校等時間について、順次、年度 を追って申し上げます。

令和2年度、小学校34時間45分、令和3年度、 小学校32時間30分、令和4年度34時間30分、令 和5年度31時間46分。令和2年度と比較して、 令和5年度、大体3時間ほど減少しております。

中学校でございます。令和2年度63時間45分、 令和3年度68時間39分、令和4年度64時間53分、 令和5年度59時間15分ということで、こちらも 4時間程度中学校のほうが月平均時間外在校等 時間が減少したという数字が出ております。

続きまして、月平均の時間外在校等時間で、超過勤務45時間を超える割合について申し上げます。令和2年度、小学校22.2%、令和3年度15.2%、令和4年度20.0%、令和5年度22.0%ということで、令和2年度と令和5年度を比較しますと、小学校のほうの月平均の時間外在校等時間超過勤務45時間を超える割合は、横ばいの状態です。

中学校について申し上げます。令和2年度、 中学校74.1%、令和3年度82%、令和4年度 73.5%、令和5年度69.1%ということで、中学 校については、令和2年度と令和5年度を比較 すると、およそ5%程度、45時間を超える教員 の割合が減っているという形になります。

ただ、この令和2年の3月から令和5年5月まで、新型コロナウイルス感染症による活動制限期間であったり、また令和3年度、ちょっと増えている部分については、消毒等の対策を重点的に強化したというような時期でもございますので、時間外の業務内容、様々ありますけれども、増減についてはこのような理由があるのかなと思います。

なお、一方、授業の準備、校内の校務分掌、 文書作成などの仕事で比較的この時間外の在校 時間が増えているということでございます。

続きまして、メンタル面での不調から特別休暇、これを申請し、取得した教員数ですが、個人が特定されない形で申し上げますと、4年間で延べ9名がメンタル面での不調を訴え、休暇を申請しております。抑鬱症や不安障害、自律神経失調症や不眠症などが原因になっております。

要因については、児童生徒や保護者対応による心理的負担が多いこと、これが大きな課題であることとともに、議員御案内のように、超過勤務ということの理由による疲れによったり、児童生徒や保護者対応によるものが多くなると伺っております。

続きまして、1の(2)若手教員への支援拡 充についてお答えします。

若手教員の支援については、これまでも市で行う初任者研修以外に、初任者の集いということで年間五、六回程度実施したり、指導主事が学校訪問をした中で、悩み相談なども行ったりということで進めてきております。

新型コロナウイルス感染症下においては、なかなかその若手教員同士が顔を合わせる機会もなく、精神的にもつらい期間があったということは容易に察することができるところです。同期採用だったり、初任者、若手同士が同じ気持

ちを分かち合い、お互いに励まし合いながら一緒に成長していく機会として、今年度も初任者の集いや悩み相談などについては続けていきたいと考えております。

また、長井市学校教育研修所事業として、昨年度より若手教員研修会、同学年研修会というのも計画的に実施しております。まず、教科の指導、学級経営、そして、やはり保護者への対応など、自分がふだん悩んでいることを気軽に話したり、アドバイスし合ったりする研修は非常に好評ですので、これについては、先生たちが元気になって帰っていく姿、これを見ることができることが印象的なので、今年度も実施したいと考えております。

加えて、各小学校では教育課程を見直し、小学校での教科担任制の導入や放課後の時間の確保により校内でのOJTを充実させて、教材研究、児童生徒と向き合う時間に充てる時間を創出しています。

今後とも校内での日常的な支援と市の研修等を充実させ、若手教員の支援に努めていきたい と考えております。

1の(4)になります、部活動の地域移行の課題等についてお答えします。

現在長井市で進めているのは、児童生徒のスポーツ・文化芸術活動環境の整備ということで、部活動の地域移行、これが主目的ということではなく、中学生のよりよい成長を支えることを大切にしながら、地域のスポーツや文化芸術の各団体の方々とともに環境整備を進めているところです。

昨年、令和5年度の中学校部活動改革体制整備実証事業の成果として、本年度の5月末現在、市内では20のスポーツ団体、6つの文化芸術団体の合計26の団体において、中学生が活動できるという環境が整ってまいりました。実証事業につきましては今年度も継続し、竹田議員御指摘の、指導者数の確保、保護者の負担など、こ

の事業で課題を整理していきたいと考えており ます。

また、この部活動移行に関連した教員の勤務時間についてですが、令和5年3月の山形県教育委員会発行のガイドラインにのっとり、部活動は平日のみとし、休日、土日は原則行わない。中体連主催大会への学校単位の参加は除く形になりますけれども、また、平日の時間も規定されておりますので、これから、先ほど述べました中学校の教員の勤務時間の多さ、部活動の負担、これは大きく軽減されていくものであろうと考えているところでございます。

最後に、各校の教育支援員の配置による効果 についてお答えします。

現在、市内の小・中学校において、学校教育 支援員が特別支援学級への支援、そして通常学 級における発達に課題のある児童生徒のお子さ んの支援、そして授業の補助などに従事してお ります。これら支援員の活躍により、特別支援 学級の児童生徒が交流学級に向かうときの引率 や支援がスムーズに行え、また、児童生徒の心 の安定や安全確保ができていること、そして、 通常の授業において、必要な児童生徒に個別の 支援が行えることにより、学習の効果が向上し ていること、これらが見られております。加え て、この支援員の活躍により、授業準備への協 力などもしていただく場面があり、教職員の働 き方の改善にも大きく貢献している様子が見ら れます。

学校教育課としては、各学校の課題、あと困り感を抱えている児童生徒の人数、あとは個別の学習参加、生活の様子を丁寧に情報収集し、学校や児童生徒のニーズに合わせた学校教育支援員の配置を今後とも進めていきたいと考えております。

- **〇鈴木富美子議長** 赤間茂樹産業参事。
- 〇赤間茂樹産業参事 問3の(2)焼却施設整備 計画変更の理由と今後の整備方針につきまして

お答え申し上げます。

有害鳥獣等処理施設のこれまでの経過につきましては、令和3年10月29日の置賜広域行政事務組合理事会におきまして、有害鳥獣等の広域処理に係る検討を行うこととなり、令和4年2月1日に処理に係る検討委員会が設置されたところでございます。

以下、置広事務局の作りました資料並びに聞き取った内容につきまして、それを基にお答え申し上げます。

この検討委員会につきましては、令和5年3 月までに計10回開催されておりまして、途中で 理事会でも確認いただきながら検討を進めてい ただきました。

令和4年6月30日の理事会におきましては、 白鷹町市内国道348号線沿いに焼却施設を整備 することについて確認されたところでございま す。

その後も委員会で具体的な整備の検討を重ねてきましたけども、ちょうどその令和4年当時、イノシシの捕獲頭数が減少してきたこと、それから施設整備の費用対効果について、明確なところがまだ説明できない状況にあるという課題があり、令和5年5月2日の理事会において、整備スケジュールにつきましては、その年、令和5年度の捕獲頭数を見てから今後の展開を判断するということになったようでございます。

こうした経過がありましたけども、その年、 令和5年8月17日の理事会におきまして、白鷹 町長からの発言で、当町ではイノシシの捕獲頭 数が多く、以前から処理施設が欲しいと考えて おり、財源についても対応できる見通しがある ことから、町単独で処理施設を整備させていた だきたいという発言があったと聞いております。

また、理事会の協議の中では、白鷹町長から 白鷹町で整備した有害鳥獣等処理施設の運営に 当たりまして、町以外の市町からの有害鳥獣の 受入れを行い、当該施設で処理することも可能 と考えており、この場合の搬入について、3市4町から理解と協力を得たいという意向が示されました。3市4町から了承されましたことから、同組合では、白鷹町の施設整備方針が決まり次第、施設の有効活用などについて3市5町と協議をしていくこととなっていると伺っているところでございます。

- ○鈴木富美子議長 桑嶋 徹総務課危機管理担当 課長。
- ○桑嶋 徹総務課危機管理担当課長 私のほうからは、3番(3) LINEの活用による熊の出没情報の提供についてお答えさせていただきます。

現在、市におきましては、熊出没時に関係各課に対して、LINEを活用した一斉通知を行いまして、各課では所管施設への連絡など、それぞれの役割に応じた対応を取るとともに、情報の共有を図っております。

例えば、教育委員会におきましては、LIN Eで得た情報を学校と共有し、学校においては、 児童生徒、保護者に対して注意喚起の連絡をす るなど、安全確保の対応を行っております。

総務課では、農林課と共同で現場を確認し、 熊出没注意ののぼり旗の設置、広報車による広 報や隣組回覧による注意喚起などを行っており ます。緊急時には、屋外拡声装置を活用した緊 急放送を実施するということにしておりまして、 今年3月29日に川原沢地区において熊が出没し たときに、川原沢地区に限定しての屋外拡声装 置による緊急放送を実施したところでございま す。

緊急時には、情報を伝えるべき人や場所に迅速に伝えることが重要でございますが、LIN Eによる情報提供につきましては、情報取得者が登録者に限られること、さらには市外の登録者など、情報の必要がない方へも提供されることなど、情報が必要な方への緊急時における利用には解決すべき課題があると考えてるところ でございます。緊急時には屋外拡声装置を利用 した注意喚起が可能であることから、その運用 方法も含め、情報提供の在り方全体としてのL INEの活用について、整理・検討が必要であ ると考えてるところでございます。

- 〇鈴木富美子議長 8番、竹田陽一議員。
- **○8番 竹田陽一議員** イノシシの適正処理の関係です。

白鷹町のほうで単独で整備をされるということで、受入れについても他市町のイノシシを受け入れてくれるというようなことのようなんですが、ごみなんかも集落の近くに集積場所があって、そこから運搬していただくという形になってるわけです。このイノシシの処理についても、そういう形で、できるだけ捕獲者に負担にならない形で運搬計画などもつくっていただければなと考えてますので、その辺について、産業参事のほうから。

- **〇鈴木富美子議長** 赤間茂樹産業参事。
- ○赤間茂樹産業参事 焼却施設までの運搬方法につきましても、これまで置広のほうで協議されてきております。市町によってその対応方法が違っておりまして、今のところなんですが、長井市の場合は猟友会が施設まで運ぶということで考えているところでございます。
- **〇鈴木富美子議長** 8番、竹田陽一議員。
- ○8番 竹田陽一議員 詳細はよくまだ検討されていないとは思いますが、ぜひ、捕獲者の負担にならないように、捕ったら間もなく処理しないと、いろいろ衛生的にも支障があるのかなと思いますので、その辺よく協議をしていただいて、あまり運営に支障にならないようにお願いしたいと思います。
- **〇鈴木富美子議長** 内谷重治市長。
- ○内谷重治市長 今、赤間参事のほうからあったように、置広のほうではそういうふうなことも言ってるんですが、実は、理事会の中でもまだきちんと話ししてないんですね。私がクレーム

をつけたんですね。

それはなぜかというと、最初、豚熱でイノシシが減ったのがここ二、三年ですよね。その前は建てるって言ったんですよ、それがいつの間にかそれを延期しますって言ったから、なぜそんな勝手に決めたんだって言ったら、理事長と事務方で話して、そういうふうにしたいということで、ちょっとそれ不満を申し上げたんですよね。

それはなぜかというと、白鷹町が手を挙げた んですよ。うち、ちょうど造る予定があるので、 それで我々西置賜にはそういう施設がないと。 これは、置広というのは、お互いそれぞれそう いう迷惑施設も受け入れると、西置賜のほうで もそれを受け入れなきゃいけないだろうという ことで、白鷹町が造るので、私は賛成だと、西 置賜ではぜひそういうことで一致してるので、 そのような形で進めてくださいって言ったんで すが、イノシシが減ったから無期延長だみたい なことを言ったんで、かちんときて言ったんで すよ。

それについては、確かに議事録でも言って、 この間の理事会でも新しい理事長に、そういう ようなことは一方的でちょっとおかしいんじゃ ないかと言ったら、事務局長から次の日、説明 にいらっしゃいましたけども。

それで、今後我々も白鷹町のを使わせてもらおうと思ってると。使う予定ないのかと言ったら、じゃあこれから検討しますということなんですが、今、竹田議員からあったように、捕獲した人が、団体がそれを持っていくというのは大変なわけですよ。もう大きいやつですと200キロ、300キロまでいるんだそうです。ですから、そうすると、もうクレーンでつって運んでいかなきゃいけないんですよ。これ猟友会でできるわけないんですよ。したがって、その辺のところも含めて早急に検討しましょうということになってます。

ただ、赤間参事のほうは、その置広での資料に基づいて申し上げたということなんですが、 実は、理事である私は納得してないということ でございますので、そんなことでは、行き当た りばったりでは駄目だろうと。

ですから、し尿処理も、実は米沢のクリーンセンターと南陽のクリーンセンターと長井のクリーンセンターって、長井がもう老朽化したから米沢と南陽を使わせてくれってなったときにいろいろ出たんですよ。じゃあ建設費負担しろとか下水道を負担、それはないでしょうと。今、今度は米沢に南陽も1本ですると。要は置広も、我々西置賜が協力しているからいいんですが、本当ね、もうばらばらですよ。

とにかくそういったことも含めて、この処理 施設はこれからいろんな課題が出てまいります し、また、白鷹町のタイプは溶かすみたいなね、 焼く、焼却より、そういう感じだそうですが、 ジビエとしても使いたいということもあるんで、 その辺なども検討しながらいろいろ考えていき たいと考えております。

- 〇鈴木富美子議長 8番、竹田陽一議員。
- ○8番 竹田陽一議員 市長からは力強いお言葉、 リーダーシップをお聞きして、大変ありがとう ございます。ぜひイノシシが適正処理されるよ うに、なおかつ捕獲者の負担にならないように、 よろしくお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

〇鈴木富美子議長 ここで暫時休憩いたします。 再開は、午後3時10分といたします。

> 午後 2時51分 休憩 午後 3時10分 再開

○鈴木富美子議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

鈴木一則議員の質問

〇鈴木富美子議長 順位 5 番、議席番号 6 番、鈴木一則議員。

(6番鈴木一則議員登壇)

○6番 鈴木一則議員 政新長井の鈴木一則です。 今日最後の質問となります。よろしく御答弁お 願いいたします。

5月は、天候もまずまずで、市内の田植も順調に終わられたようで、田んぼの水張りで、一転寒さも感じられます。4月下旬から5月の連休時に立て続けに発生した高畠町と南陽市の大規模林野火災は、鎮火まで数日かかる大変な事態となりました。連日の消火活動では、地上からは置賜広域消防署と多くの消防団員による必死の消火活動、空からはヘリによる消火活動と死の消火活動、空からはヘリによる消火活動という連日の対応でありました。令和3年4月に発生した長井市の林野火災での消火活動の御苦労をお聞きしておりましたので、御尽力いただいた皆さんに感謝しかありません。

米沢市へ行く途中、茶色く焼けた2か所の山の状況が見えますが、その範囲の広いことに驚きます。

高畠町では、周辺地域の不審火が4月から10回も発生しているということで、専門家によると、日本の林野火災の原因は、ほぼ人為的なものということです。個人の財産でもあり、景観や環境は市民の財産でありますので、不注意は許されません。

私の質問は3点です。新規の公共施設整備も 一段落したところですので、市民の日々の生活 の場や将来に影響する課題についてお伺いをい たします。

初めに、あやめ公園再整備と文化的景観整備